

「長崎県土木部における週休2日モデル工事の取組」

1. 週休2日に取り組む際の必要経費の計上

1) 適用する積算基準により補正する経費対象が異なります。

適用積算基準別経費補正一覧(令和2年度)

適用積算基準 \ 経費補正対象	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率 現場管理費率
土木工事標準積算基準	○	○	○
電気通信設備積算基準	○	○	○
機械設備積算基準	○	○	○
港湾・漁港請負工事積算基準	○(※1) (※2)	×	×
空港請負工事積算基準	×	×	○

【補足事項】

- 港湾・漁港請負工事積算基準を適用する試行工事は、4週8休以上達成のみ適用(※1)
- 港湾・漁港請負工事積算基準を適用する労務費について以下の5職種は対象としない(※2)
補正対象外職種：高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員
- 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用
判断基準は金額による。

※経費補正のイメージ

(直接工事費)

①土木基準の工種(労務費、機械経費の補正)

②港湾基準の工種(労務費の補正)

(間接工事費)

(①+②) * 間接工事費率

① > ② : 土木基準の間接費率 補正あり

① < ② : 港湾基準の間接費率 補正なし

「長崎県土木部における週休2日モデル工事の取組」

1. 週休2日に取り組む際の必要経費の計上

2) 使用する市場単価によって補正の有無が異なります。

○土木工事市場単価、下水道市場単価、地質調査市場単価は補正無し。

○港湾工事市場単価は、工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出。

労務費補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

※補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

	市場単価 補正係数	
1	底面工	1.04
2	マット工(アスファルトマット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05

	市場単価 補正係数	
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	補正しない
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
21	吸出し防止工(陸上施工)	補正しない
22	港湾構造物塗装工(係船注・車止・縁金物)	1.04
23	ペトロラタム被覆	補正しない
24	現場鋼材溶接工	1.05
25	現場鋼材切断工	1.05
26	かき落とし工	補正しない
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
28	汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
29	灯浮標設置・撤去	補正しない
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05

※30番は、令和2年6月期より適用